

吹田市イメージキャラクターすいたん二次創作ガイドライン

吹田市は、吹田市のイメージキャラクターすいたん(以下「すいたん」と言います。)について、皆様に二次創作活動を楽しんでいただき、より一層、吹田市及びすいたんに関心を寄せていただきたいと考えています。

そこで、吹田市は、すいたんの二次創作活動に関するルールとして、以下の通り、二次創作ガイドライン(以下「本ガイドライン」と言います。)を定めます。

皆様は、すいたんの二次創作活動を行うことによって、本ガイドラインに同意したものとみなされます。本ガイドラインにご同意いただけない場合は、すいたんの二次創作は控えていただくようお願いいたします。

第1条(定義)

1. 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「すいたん」

吹田市を想起してもらい、吹田市への愛着や誇りの醸成に活用するために作成された下記のキャラクターをいいます。なお、吹田市提供によるすいたんのデザインデータ (<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018880/1018884/1019208/1016535.html>)内の各デザインは本ガイドラインに基づく利用許諾の適用外ですのでご注意ください。

記



(2) 「二次創作活動」

個人または法人格のない団体が、営利を目的とせず、すいたんの二次創作物を創作する活動をいいます。

(3) 「二次創作物」

すいたんを変更、切除その他改変して創作された一切の著作物(二次的著作物を含みますが、これに限られません。)をいいます。

(4) 「利用者」

二次創作物を創作または利用する者をいいます。

2. その他の用語の意義および解釈については、本ガイドラインに別段の定めがある場合を除き、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に従うものとします。

第 2 条(吹田市の有する権利)

1. すいたんは、吹田市がその著作権を有し、著作権法その他の適用法令によって保護されています。
2. 吹田市は、すいたんの二次創作物について、二次創作物の創作者が有するものと同一の種類の権利を有するものとします。

第 3 条(利用許諾)

1. 吹田市は、すいたんについて、本ガイドラインに従い、二次創作活動および二次創作物を複製及び公衆送信することを、非営利目的かつ個人的な利用の場合に限り、非独占的に許諾いたします。

【本ガイドラインで許諾される使用例】(第 4 条の禁止事項には従っていただきます。)

- ・営利を目的とすることなく、個人的に楽しむために、すいたんに似たデザインの作品(絵画、デジタル画像、ぬいぐるみ、衣装等)を作成すること
- ・作成した二次創作物の画像や動画を、営利を目的とすることなく個人の SNS や個人ブログに投稿すること

【本ガイドラインで許諾されない使用例】

- ・営利を目的として、二次創作物がデザインされた T シャツやぬいぐるみその他のグッズを販売、配布、宣伝すること
- ・企業や事業の宣伝広告や販売促進等に二次創作物を使用すること

2. 二次創作物の公開を行う場合は、二次創作物とともに、二次創作物であることを明記してください。
3. 吹田市が本条で許諾した権利を第三者に再許諾することはできないものとします。
4. 二次創作物については、本ガイドラインで許諾される利用のほか、著作権法で認められている自由利用を行うことができます。
5. 本利用許諾は、すいたん以外の他の著作物等の知的財産の利用を利用者に許諾するものではありません。

第 4 条(禁止事項)

利用者は、前条に定める二次創作活動および二次創作物の公開にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 二次創作物を営利目的(広告・宣伝目的も含みます。)で利用し、または二次創作物に関し、名目のいかんを問わず、対価(費用相当額のみの場合も含みます。)を徴収し、または報酬を受けて自ら利用しまたは第三者に利用させること
- (2) すいたんをそのままの形で自ら創作したものとして利用すること
- (3) 二次創作活動および二次創作物の公開により、第三者の知的財産権その他一切の権利を

侵害すること

- (4) 利用者やその二次創作物がすいたんや吹田市から協賛・推奨・推薦・公認・提携等を受けているものと示す等、利用者がすいたんや吹田市と特別の関係があると誤解させるように示すこと
- (5) すいたんや吹田市の信用又は品位の失墜、イメージを損なうこと及びその恐れがある場合、または二次創作物の創作者等の第三者の名誉声望や品位等を傷つけること
- (6) 以下に掲げる態様で二次創作活動を行い、または二次創作物を公開すること
 - ア 法令または本ガイドラインに違反し、そのほか公序良俗に反するもの及びその恐れがあるもの
 - イ 他者を誹謗中傷し、または侮辱するもの
 - ウ 特定の政治、思想、宗教等を支援、支持、推薦、公認、賛同、助長、承認もしくは批判する及びそのような誤解を与える恐れがあるものやそのようなメッセージを発信するもの
 - エ すいたんが発声するもの
 - オ 二次創作物についてすいたんであるとの誤解を招くもの
 - カ 特定の個人又は団体のシンボルマーク又は意匠としての使用及びその恐れがあるもの
 - キ その他第三者に不利益を与えるもの及びその恐れがあるもの
 - ク その他吹田市が不適切であると判断するもの

第5条(吹田市による二次創作物の利用)

利用者が二次創作物の公衆送信を行った場合、吹田市は、当該二次創作物を無償かつ地域・期間・媒体の制限なく複製、公衆送信等して紹介すること(この場合、作品の同一性を損なわない範囲で修正することがあります。)ができるものとします。

第6条(免責)

1. 吹田市は、すいたんの二次創作物に関し、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことその他いかなる保証もいたしかねます。
2. 本ガイドラインまたは本ガイドラインに基づくすいたんおよびその二次創作物の利用により損害が発生した場合であっても、吹田市に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第7条(本ガイドラインの変更・終了等)

1. 吹田市は、吹田市が必要と判断した場合、本ガイドラインを適宜変更できるものとします。
2. 本ガイドラインを変更する場合には、本ガイドラインを変更すること、変更後の内容および変更の時期について、変更の前に吹田市ウェブサイト等での公表その他の適切な方法により周知するものとします。
3. 本ガイドラインの変更後におけるすいたんの二次創作活動をもって、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされます。
4. 吹田市は、いつでも、本許諾または本ガイドラインを停止または終了させることができるものとします。

第8条(ガイドライン違反に対する措置)

1. 本ガイドラインの条項に違反して二次創作活動を行った者(以下「違反者」といいます。)については、本ガイドラインに違反した時点から、本ガイドラインに基づくすいたんの利用許諾が取り消されます。
2. 前項の場合、違反者は、直ちに、自己の創作した二次創作物のすべてを破棄または削除しなければなりません。
3. 利用者が本ガイドラインに違反したものと吹田市が判断した場合、吹田市は、当該利用者に対して、二次創作物の利用を中止するよう求める場合があります。その場合、当該利用者は、二次創作物の利用を直ちに中止するものとします。
4. 吹田市は、前三項により違反者・利用者に損害が生じた場合であっても、吹田市に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第9条(準拠法・管轄)

1. 本ガイドラインは、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。
2. 本ガイドラインに関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条(雑則)

1. 本ガイドラインは日本語によって提供いたします。本ガイドラインのその他の言語への翻訳は参照のためのものに過ぎず、本ガイドラインの日本語版と翻訳との間に齟齬がある場合には日本語版が優先されるものとします。
2. すいたんに関する本ガイドラインに記述のないすべての権利は、吹田市が留保いたします。

附則

このガイドラインは、令和5年8月8日から施行する。